

I 背景

- 現行の漁業共済は、近年の**海洋環境の変化等**によるサンマ、スルメイカ等の不漁など漁業経営の不安定性の増加を踏まえた**複合的な漁業**や、養殖業における**需要に応じた養殖生産**に取り組む漁業者のニーズに対し、十分に答えきれていない状況。
- このため、複合的な漁業に取り組む漁業者のセーフティネットとして①複数の共済対象の**漁業種類をまとめて締結**できる契約方式の創設や、②**共済対象外の漁業種類をカバー**できる特約の追加のほか、養殖業の成長産業化に向けた③**養殖共済の支払要件を緩和**する特約の追加等の措置を実施。

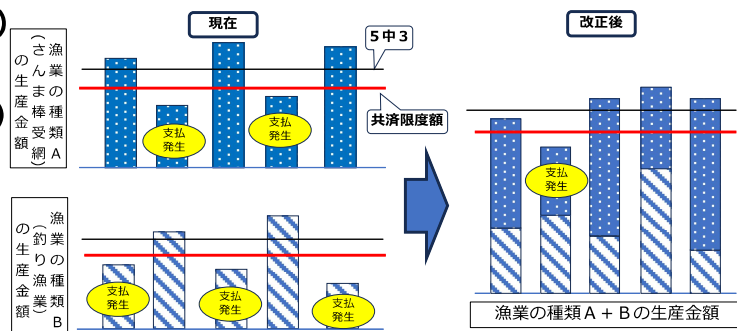
II 法律案の概要

1 海洋環境変化への対応（複合的な漁業の推進に向けた共済の機能強化）

（1）複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設

- 共済対象の漁業種類ごとに締結する従来の契約方式に加え、**2以上の共済対象の漁業種類を一括して締結できる契約方式**を創設。**（第80条第1項）**
- 漁業種類間の増減収の相殺効果を踏まえ**掛金の割引制度**を導入 **（第112条第1項）**

➡ 漁業者の経営判断で、掛金の抑制が可能に。



（2）共済対象外である漁業種類を主たる漁業種類にまとめて共済でカバーできる特約の追加

- **共済対象外である漁業種類**（ウニ、サザエ等の採貝採藻漁業）が副業的に営まれている場合には、共済対象の主たる漁業種類の生産金額に**まとめて算入**することで**共済金の支払を可能とする特約**を追加。 **（第111条第3項）**

➡ 漁業者の経営判断で、共済でカバーが可能に。

2 養殖業の成長産業化への対応（需要に応じた養殖生産の推進に向けた共済の機能強化）

網いけす単位での損害状況に応じた共済金の支払方式を加える特約の追加

- 養殖共済に、契約する全体数量単位での損害状況（15%以上）に応じ共済金を支払う従来の方式に加え、**網いけす単位**での甚大な損害状況に応じて**も支払う特約**を追加。 **（第124条第5項）**

（※）コスト高の現状を踏まえ、支払額を調整することにより、特約による追加掛金を不要（特約が無い場合と同一掛金）とする方向。

➡ 漁業者の経営判断で、柔軟なリスクヘッジが可能に。



3 その他の措置

- （1）漁協単位で一括契約する加入方式の廃止及び共済金の支払を抑制する特例の廃止。
（第105条及び第125条の3 / 第113条第3項並びに第125条の11第1項及び第2項）
- （2）漁業施設共済の共済金額のうち、共済組合が全国連へ再共済に付す割合の上限の引上げ。
（90/100 → 95/100）（第140条第1項第2号）

※ このほか、第143条第2号の表現を適正化。

III 施行期日

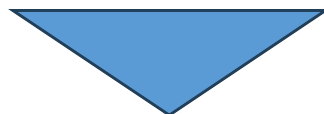
公布の日から起算して1年6月（3は6月）を超えない範囲内において政令で定める日。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案について 参考資料

令和 7 年 2 月
水産庁

I 背景

- 漁業災害補償法は、平成28（2016）年の**前回改正から10年近くが経過**。
- 現行の**漁業共済**は、
 - ① 近年の**海洋環境の変化**等によるサンマ、スルメイカ等の主要魚種の深刻な不漁のような漁業経営の不安定性の増加を踏まえた**複合的な漁業**や、
 - ② 養殖業における**需要に応じた養殖生産**について取り組む**漁業者・養殖業者のニーズ**に対し、**十分に答えきれていない状況**。

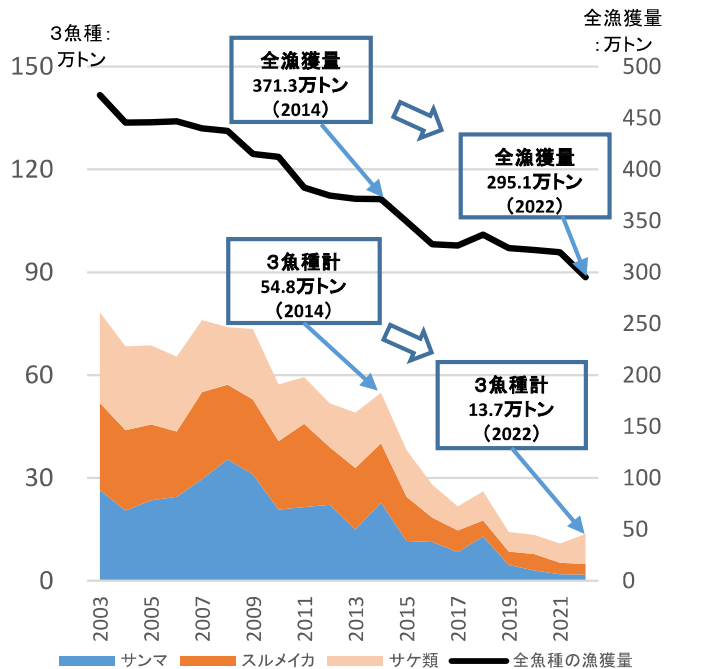


- そうしたニーズに応えられるよう、今般、漁業災害補償法を改正し、
 - （1）複合的な漁業に取り組む漁業者のセーフティネットとして
 - ①**複数の共済対象の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設**や、
 - ②**共済対象外の漁業種類をカバーできる特約の追加**のほか、
 - （2）養殖業の成長産業化に向けた③**養殖共済の支払要件を緩和する特約の追加**等を措置することを検討。

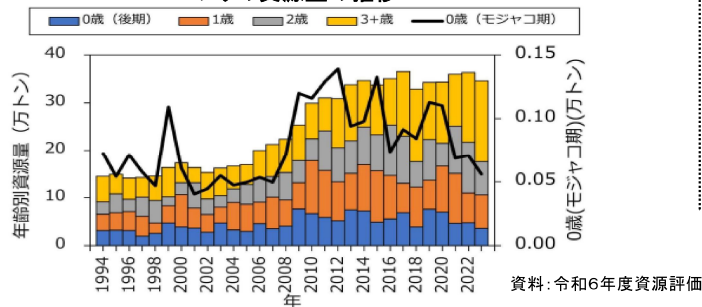
Ⅱ-1 海洋環境変化への対応(複合的な漁業の推進に向けた共済の機能強化)

- 近年の**海洋環境の変化**等により、サンマ、スルメイカ等の漁獲量が**減少傾向**。一方、ブリ等の資源量が**増加傾向**の魚種も存在。
- 漁業資源の変動に応じて、漁業の**複合化を図る**漁業者の経営安定の強化が**必要**。
- 沿岸漁業の一部においては、主たる漁業と、副業的に営んでいるウニ、サザエ等の採貝採藻漁業とが**複合的に営まれる漁業実態**。

サンマ、スルメイカ、サケ類の漁獲量の推移



ブリの資源量の推移



○水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定)抄
第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

4 海洋環境の変化への適応

ア) 複合的な漁業等操業形態の転換

近年の海洋環境の変化等に対する順応性を高める観点から、資源変動に適応できる漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくことが必要である。

このため、大臣許可漁業のIQ化の進捗を踏まえ、漁業調整に配慮しながら、漁獲対象種・漁法の複数化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業などによる事業の多角化等の複合的な漁業への転換など操業形態の見直しを段階的に推進する。

○海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会取りまとめ(令和5年6月7日)抄

4. 対応の方向性

⑤ 魚種・漁法の複合化等の取組を行う経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協

・漁業の複合化等に当たって、経営体単位で漁業共済の対象とできる仕組みの整備を検討する。

<現在営まれている複合的な漁業>
(もうかる漁業の事例)

さんま棒受網×まぐろはえ縄(富山県)

8月～12月	1月	2月～7月
さんま棒受網	休漁	まぐろはえ縄

いか釣り×沖合底びき網(兵庫県)

8月～10月	11月～5月	6月	7月
いか釣り	沖合底びき網	休漁または 沖合底びき網(甘エビ)	休漁

<主たる漁業と、副業的に営んでいる採貝採藻漁業とが複合的に営まれている例>

コンブ漁業×ウニ漁業(北海道)

8月	9月～10月	11月～6月	7月
コンブ漁業	休漁	ウニ漁業	ウニ漁業・ コンブ漁業

Ⅱ-1-(1) 複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設【複合漁業共済契約方式】

(第80条第1項等)

<現状>

現行共済では、（例えば：さんま棒受網、いか釣り、まき網等）漁業種類ごとに契約を締結することで、それぞれの漁業種類の減収の補填が可能。

<課題>

漁業の複合化を図る場合でも、**個々の漁業種類ごとに加入が必要**。

漁業種類間の増減収の相殺効果による掛金縮減のメリットが享受できず。

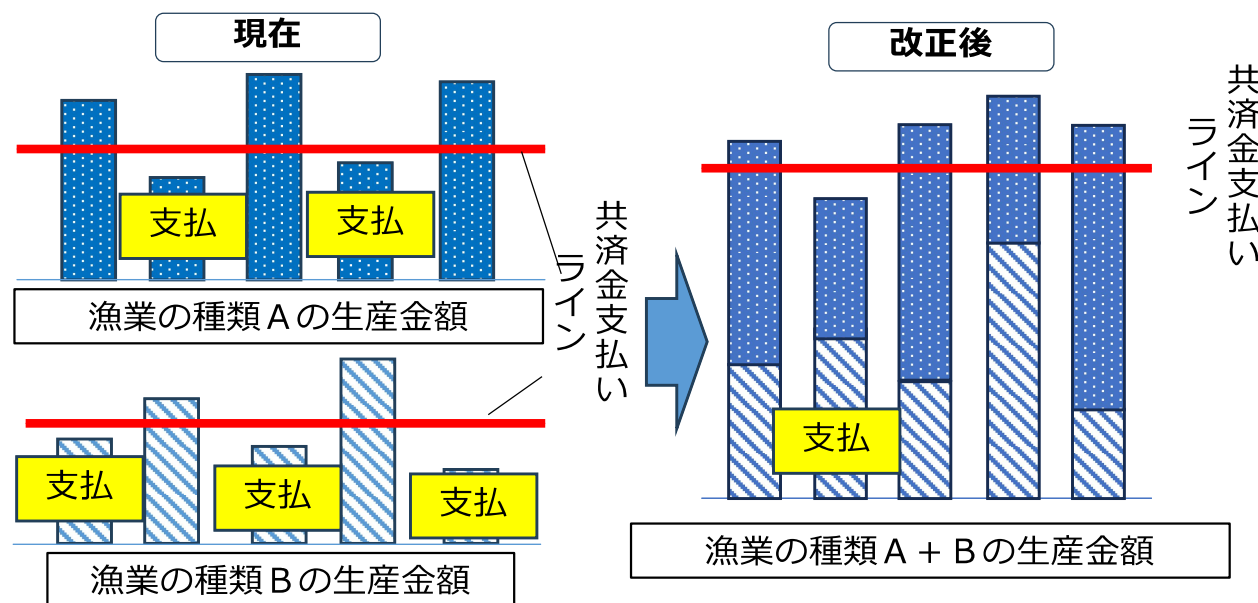
<対応方向>

漁業種類ごとの従来の契約方式に加え、**複数の共済対象の漁業種類をまとめて締結できる契約方式**を創設。

漁業種類間の増減収の相殺効果を踏まえ掛金の**割引制度**を導入。

⇒ 漁業者の経営判断で、**掛金の抑制が可能に**。

(※) 今般の改正に併せて、現行の漁獲共済と特定養殖共済とを漁獲・特定養殖共済に統合。



Ⅱ-1-(2) 共済対象外である漁業種類を主たる漁業種類にまとめて共済でカバーできる特約の追加 【共済対象外追加特約】

(第111条第3項)

<現状>

現行共済では、漁業種類ごとに保険設計の可否を判断し、十分な保険母数の確保等の要件を満たすものが共済対象。

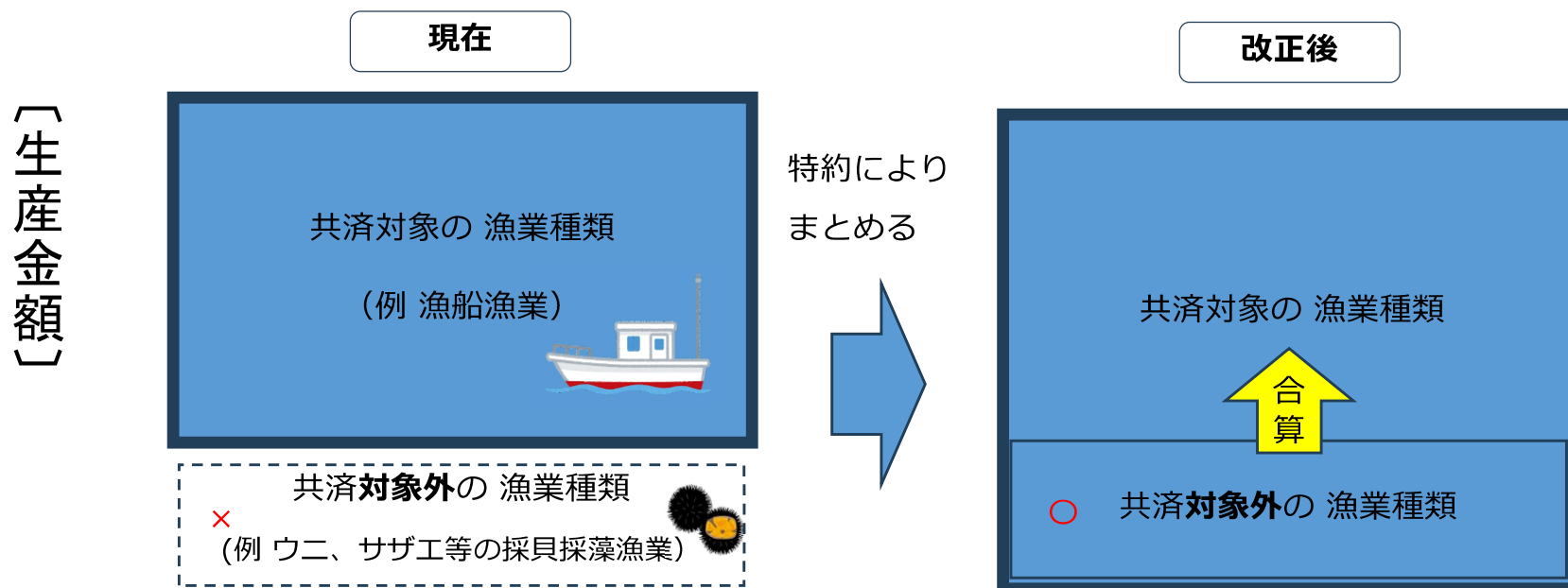
<課題>

ウニ、サザエ等の採貝採藻漁業等は、**共済対象外**。

<対応方向>

共済対象外の漁業種類（採貝採藻漁業を想定）が副業的に営まれている場合（主たる漁業種類の生産金額の1/2までの場合を想定）には、**共済対象の漁業種類の生産金額にまとめて算入できる特約**を追加。

⇒ 漁業者の経営判断で、**共済でカバー**が可能に。



Ⅱ-2 養殖業の成長産業化への対応(需要に応じた養殖生産の推進に向けた共済の機能強化)

- 養殖業においては、養殖業成長産業化総合戦略や水産基本計画に基づき、輸出も見据えた国内外の**需要に応じた生産等**を推進。
- 我が国養殖業では、いけすの増設等により**一経営体当たりの生産量(※)は増加**。

(※) 約44トン(S58)→約196トン(R5)

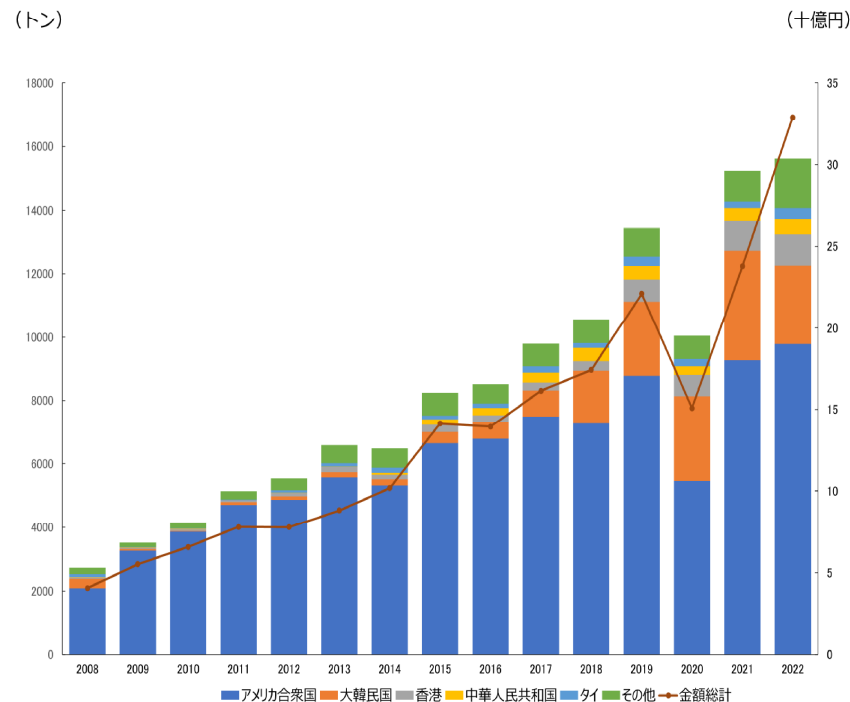
○養殖業成長産業化総合戦略(令和2年7月14日水産庁策定)抄 3 持続的な養殖生産の推進

- 養殖生産数量ガイドラインの導入効果を検証し、海外需要や国内需要の量や質の変化を踏まえた生産拡大や質を追求する養殖生産に取り組む。
- 災害等による損害(養殖対象の死亡・逃亡、養殖施設の損壊、減収等)の補償を行う漁業共済・・・需要動向を踏まえた輸出拡大等を促進するため、それに伴うリスクへ対応できる制度となるよう、見直しを行う。

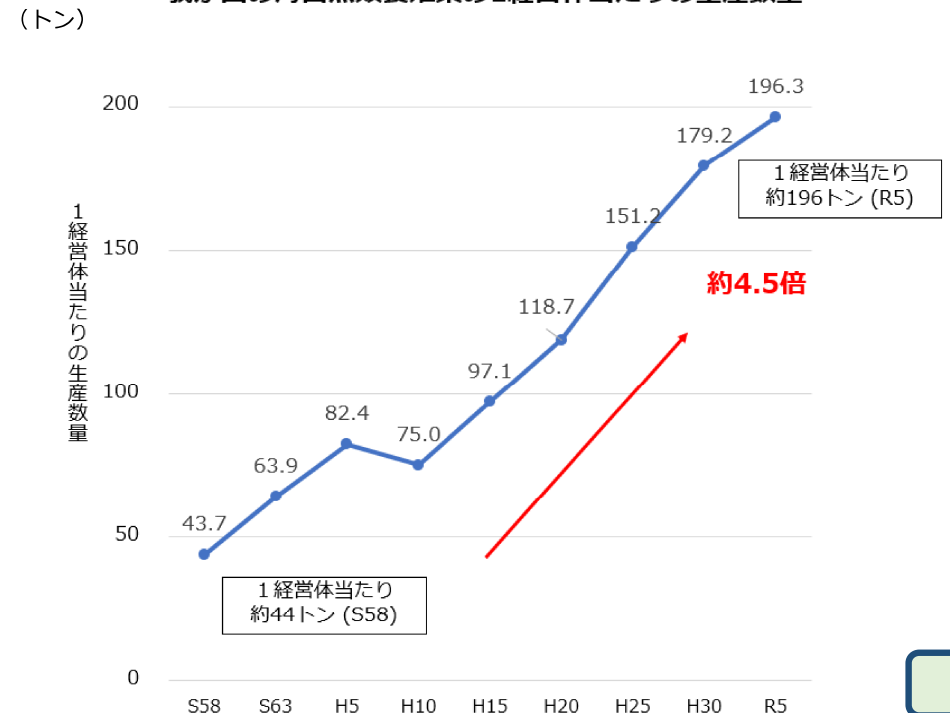
○水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定)抄 第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現 2 養殖業の成長産業化

養殖業については、令和2年7月に策定した養殖戦略等に基づき、戦略的養殖品目の増産、海外への輸出拡大など規模の大小を問わない成長産業化への歩みを着実に進めていくことが重要である。

養殖ブリの輸出状況



我が国の海面魚類養殖業の1経営体当たりの生産数量



Ⅱ-2 網いけす単位での損害状況に応じた共済金の支払方式を加える特約の追加

【網いけす分損特約】

(第124条第5項)

<現状>

現行共済では、養殖魚の死亡等の物損について、契約する全体数量単位での損害状況（15%以上）に応じ共済金を支払い。

<課題>

一部の網いけすが甚大な損害を受けた場合でも、損害数量が**全体数量の15%未満であれば**共済金は**支払われない**。

同じ損害数量でも、**経営規模が大きいほど支払われにくい**。

<対応方向>

養殖共済に、契約する全体数量単位での損害状況に応じ共済金を支払う従来の方式に加え、**網いけす単位での甚大な損害状況（80%以上を想定）に応じても支払う特約**を追加。

（※）コスト高の現状を踏まえ、支払額を調整することにより、特約による追加掛金を不要（特約が無い場合と同一掛金）とする方向。

⇒ 漁業者の経営判断で、**柔軟なリスクヘッジが可能に**。

全体数量単位

※ 8/60 = 約13%

網いけすA	
網いけすB	
網いけすC	
網いけすD	
網いけすE	
網いけすF	

現在

支払発生せず

改正後

Fについて
支払発生

Ⅱ-3-(1) 漁協単位での加入方式【漁協一括契約加入方式】の廃止 共済金の支払抑制の特例【数量逓減制度】の廃止

・ 漁協単位での加入方式【漁協一括契約加入方式】の廃止

(第105条及び第125条の3)

- S63(1988)年に加入促進の目的で、漁協単位で一括契約する加入方式【漁協一括契約加入方式】を導入。

- 共済加入率が大幅に向上したこと及び近年は利用実績もないことから、この加入方式を**廃止**。

(※) 共済の加入率：S60(1985) 25.2%⇒R5(2023)77.6%

(※) H27(2015)以降は漁協一括契約の実績なし

・ 共済金の支払抑制の特例【数量逓減制度】の廃止

(第113条第3項並びに第125条の11第1項及び第2項)

- さけ定置漁業やのり養殖業等は、地域の取組により人為的に生産量を増大させる余地のある漁業。人為的な価格下落の結果、共済事業の安定的な運営を損なう懸念。

- このため、S63(1988)年に共済金の支払を抑制する特例【数量逓減制度】を導入。

(※) 数量逓減制度（漁獲共済・特定養殖共済）

生産数量が基準生産数量を一定以上超える場合には、共済金が減額され又は支払われないこととする仕組み。

- 以下のような制度運用の状況を踏まえ、この特例を**廃止**。

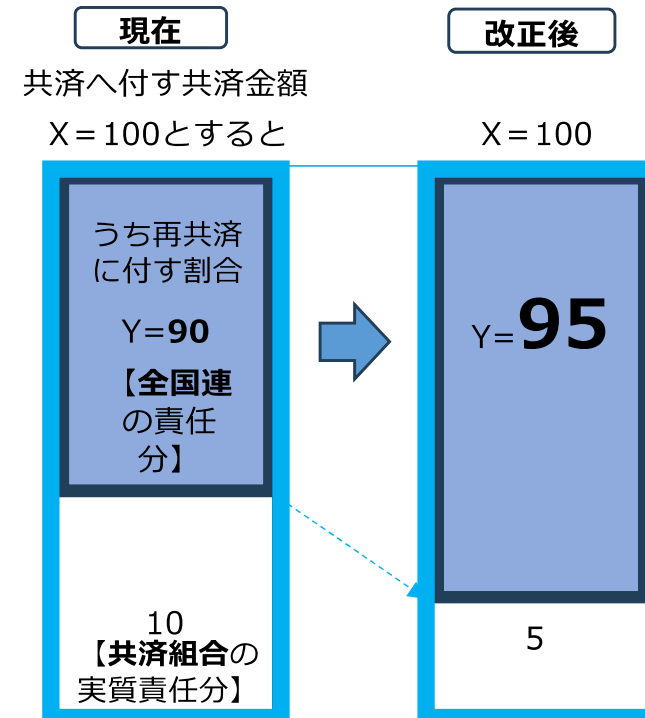
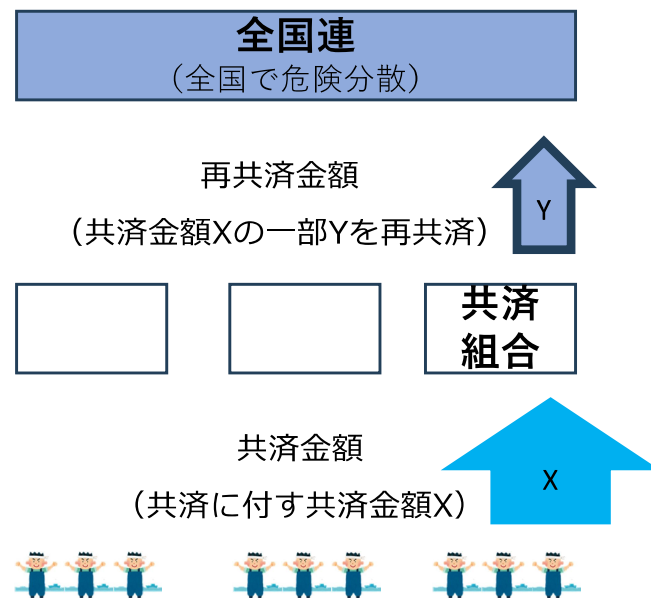
- ・ 実績として、この支払抑制が適用されたのは全体の共済金支払のごく一部。共済制度の安定運営を損なうことが懸念されるような事態は生じていない。
- ・ さけ定置漁業：H16年以降実績が無い。
- ・ のり養殖業等：共済金支払総額に対する特例の支払抑制額はごく一部（R2年までの10年間で年平均200万円程度。総額の0.05%。）。

Ⅱ-3-(2) 漁業施設共済の再共済機能の強化

(第140条第1項第2号)

- 漁業共済では、制度の安定化を図るため、県段階の共済組合が漁業者から共済契約を引き受け、さらに全国漁業共済組合連合会（全国連）が再共済することにより全国的な危険分散を実施。
- 近年の自然災害の頻発化・大規模化を踏まえ、漁業施設共済の安定に資するよう、全国レベルでの危険分散の強化が必要。

- 漁業施設共済の共済金額のうち、共済組合が全国連へ再共済に付す割合の上限を他の漁業共済に相応する程度に**引上げ**。
【漁業施設共済の再共済機能の強化】
(90/100 → **95/100**)



(※) このほか、第143条第2号の表現を適正化。

Ⅲ 施行期日

Aの関係規定 ⇒公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日
Bの関係規定 ⇒公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
Cの関係規定 ⇒公布の日
から施行することを検討。

R7.2～3

R7.4

R8.4～

公
布
日
施
行

一
段
目
施
行

二
段
目
施
行

A 創設・追加（1-(1)複合漁業共済契約方式、1-(2) 共済対象外追加特約、2 網いけす分損特約）

B 廃止（3-(1)漁協一括契約加入方式、数量逓減制度）

B 変更（3-(2) 漁業施設共済の再共済機能の強化）

C 第143条第2号の表現の適正化

(参考①) 漁業共済の概要

- 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく漁業共済は、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的。
- 漁業者の被る損害を国が直接救済するのではなく、中小漁業者の相互救済の精神に基づき、漁業者から集めた掛金を基本的な原資として、「保険」の仕組みを活用して行う共済事業。

○ 漁業共済の種類及び内容

漁獲共済	漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少（P Qの減）による損失（ <u>操業経費相当分の一部</u> ）を補償 【収穫高保険方式、いわゆるP Q保険方式】
特定養殖共済	のりやほたて貝等の特定の藻類・貝类等養殖業を対象とし、生産量減少、品質低下等を原因とする生産金額の減少（P Qの減）による損失（ <u>養殖経費相当分の一部</u> ）を補償 【収穫高保険方式、いわゆるP Q保険方式】
養殖共済	一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等（Qの減）による損害（ <u>養殖経費相当分の一部</u> ）を補償 【物損保険方式】
漁業施設共済	養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償 【物損保険方式】

※「収穫高保険方式」・・・被共済者の契約期間中の生産金額（P Q）が、過去の生産実績等を基に定められる補償水準に達しない場合に、減収分を補償する保険方式

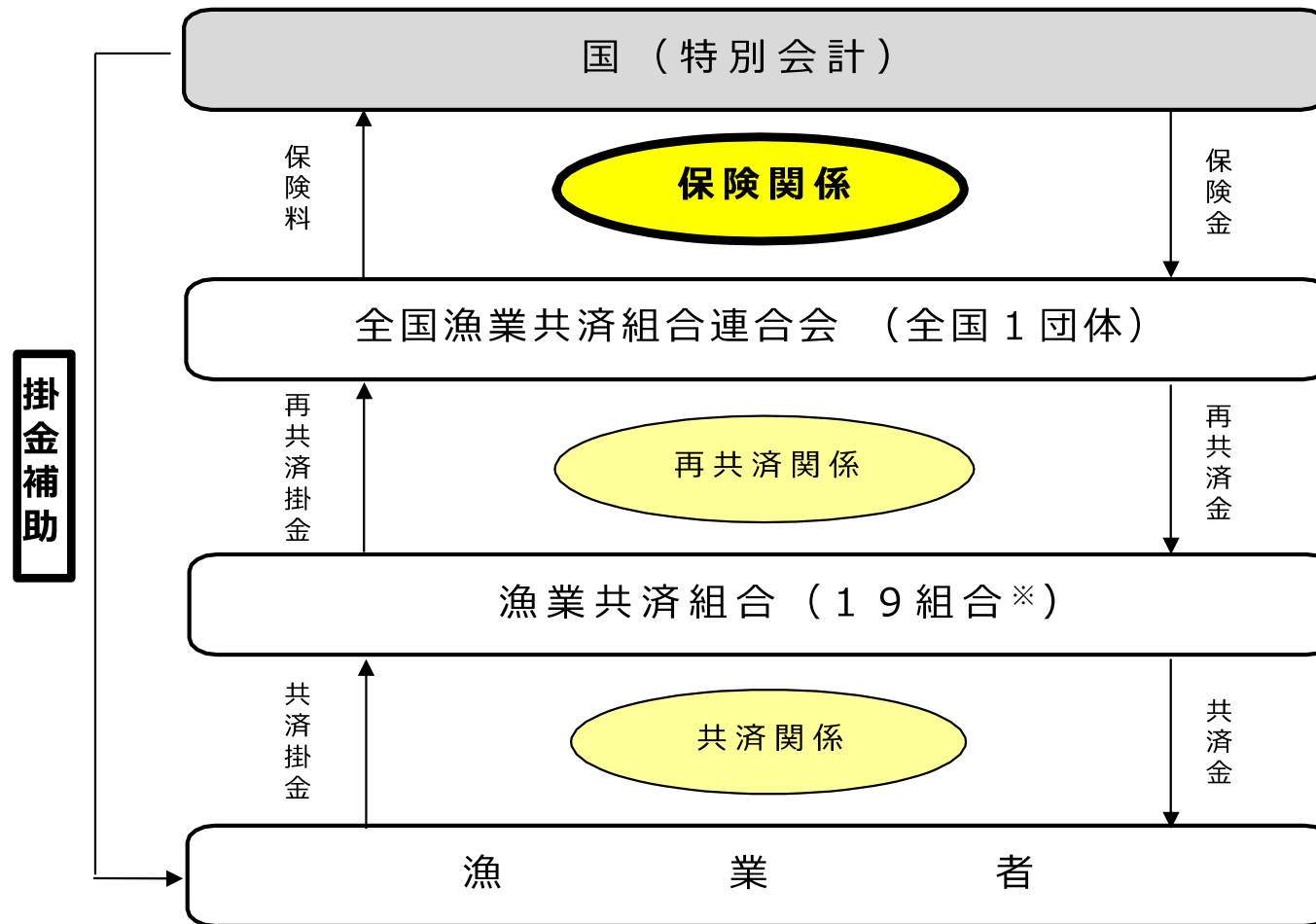
※「物損保険方式」・・・被共済者が損害を被った数量（Q）に、単位当たり共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式

(参考②) 共済対象の漁業種類

共済種類・方式	対象イメージ	対象となる魚種・漁法
漁獲共済 (PQ保険方式)	・採貝採藻 ・漁船漁業・定置	●第1号漁業 【採貝・採藻業（あわび、わかめ、こんぶ、てんぐさ）】 ●第2号漁業 【底びき網、さけ・ます流し網、すけとうだら刺し網、一般刺し網、まき網、すけとうだらはえ縄、ふぐ・あまだいはえ縄、いか釣り、かつお・まぐろ、一般釣り・はえ縄、さんま棒受網、一般敷網、船びき網、小型定置、大型定置、その他漁業、小型合併、その他小型合併】
特定養殖共済 (PQ保険方式)	無給餌養殖業等 (藻類貝類養殖等)	●のり等（のり・もずく）養殖業、わかめ養殖業、こんぶ養殖業 ●真珠母貝養殖業、ほたて貝等（ほたて貝・とり貝・えぞいしかげ貝・ひおうぎ貝）養殖業、特定かき養殖業 ●くるまえび養殖業、うに養殖業、ほや養殖業
養殖共済 (物損保険方式)	給餌養殖業 (魚類養殖等)	●1～3年魚はまち養殖業、1～3年魚たい養殖業、さけ・ます養殖業、1～3年魚ふぐ養殖業、1～3年魚かんぱち養殖業、ひらめ養殖業、1～3年魚すずき養殖業、2・3年魚ひらまさ養殖業、まあじ養殖業、1～3年魚しまあじ養殖業、2～5年魚まはた養殖業、すぎ養殖業、まさば養殖業、2～5年魚くろまぐろ養殖業、2～4年魚めばる養殖業、かわはぎ養殖業 ●うなぎ養殖業 ●かき養殖業、1・2年貝真珠養殖業
漁業施設共済 (物損保険方式)	—	●浮流し式養殖施設、はえ縄式養殖施設、くい打ち式養殖施設、いかだ、網いけす ●まき網 ●定置網

(参考③) 漁業共済の仕組み (政策保険)

- 漁業共済では、制度の安定化を図るため、県段階の漁業共済組合が漁業者から共済契約を引き受け、地域での危険分散を担い、全国漁業共済組合連合会が再共済することにより全国的な危険分散を実施。さらに、異常災害による巨額の損失に対応するため、国が再保険を実施し、特別会計で経理。
- 小規模漁業者の負担軽減と加入促進の観点から、国が共済掛金の一部を国庫補助。



※ 全国合同漁業共済組合 (21 都府県の漁業共済組合が令和 2 年 10 月までに合併したもの) 及び道県単位の 18 漁業共済組合